

○ 公立大学法人新見公立大学役員退職手当規程

平成 22 年 4 月 1 日
規程第 40 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公立大学法人新見公立大学(以下「法人」という。)の役員(非常勤の役員を除く。以下同じ。)の退職手当の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(退職手当の額)

第 2 条 退職手当の額は、役員としての在職期間 1 年につき、退職した日におけるその者の年俸の額を 17 で除した額(以下「退職時基本報酬月額」という。)に 100 分の 100 を乗じて得た額とする。

(在職期間の計算)

第 3 条 役員としての在職期間の月数の計算については、任命の日から起算して暦に従って計算するものとし、1 か月に満たない端数を生じたときは、これを 1 か月とみなして計算するものとする。

2 前項の規定により計算した在職期間に 6 か月以上 1 年未満の端数があるときは、当該役員の前項の在職期間は、これを 1 年とする。

(再任等の場合の取扱い)

第 4 条 役員が任期満了の日又はその翌日において再び同一の役職の役員に任命されたときは、その者の退職手当の支給については、引き続き在職したものとみなす。任期満了の日以前又はその翌日において役職を異にする役員に任命されたときも同様とする。

(職員を兼務する役員の特例)

第 5 条 職員を兼務する役員の前項の退職手当については、[公立大学法人新見公立大学職員退職手当規程\(平成 22 年規程第 44 号。以下「職員退職手当規程」という。\)](#)によるものとする。

(退職手当の支給)

第 6 条 退職手当は、法令によりその退職手当から控除すべき額を控除し、その残額を直接その者(死亡による退職のときは、その遺族)に支給する。ただし、役員が地方独立行政法人法(平成 15 年法律第 118 号)第 17 条第 2 項第 2 号の規定により解任されたときは、当該役員には、退職手当を減額し、又は支給しないことができる。

2 退職手当は、役員が退職した日から起算して 1 か月以内に支払うものとする。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確認することができない場合その他特別な事情がある場合は、この限りでない。

3 この規程に定めるもののほか、退職手当の支給方法については、[職員退職手当規程](#)の適用を受ける職員の例による。

(職員退職手当規程の準用)

第7条 遺族の範囲及び順位並びに遺族からの排除並びに退職手当の返納については、[職員退職手当規程第20条](#)、[第21条](#)及び[第24条](#)の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「職員」とあるのは、「役員」と読み替えるものとする。

(端数の処理)

第8条 この規程の定めるところにより算出した退職手当の額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成22年4月1日の前日において、公立大学法人新見公立短期大学の役員であったもので、引き続き法人に引き継がれた役員の在職期間の計算は、その者の公立大学法人新見公立短期大学の役員の在職期間とみなし、この規程の規定を適用する。